

西東京市地域自立支援協議会計画策定部会設置要領

第1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき策定する「西東京市障害者基本計画」及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき策定する「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」の策定にあたり、必要な事項の検討を行うため、西東京市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

部会は、障害者福祉の計画について調査、協議及び検討を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

第3 組織

部会は、委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 保健及び医療関係者 2人以内
- (3) 障害者施設関係者 6人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

第4 任期

委員の任期は、依頼の日から第2の検討結果を部会が市長に報告するまでの間とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員の互選により、副部会長は部会長の指名によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7 関係者の出席

部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第8 庶務

部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。